## □不利益処分の処分基準

部	課室等	名	都市建設部 住宅課 空き家対策係
不利益処分名			特定空家等に対する措置命令
根	拠 法	令	空家等対策の推進に関する特別措置法
根	拠 条	項	第22条第3項
連	絡	先	(電話 621-5288 )
処分基準	基	<b>準</b>	第五章 特定空家等に対する措置 第二十二条 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて その勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認 めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る 措置をとることを命ずることができる。
	参考	事 項	
	設定等年	三月日	令和 5年12月19日設定(令和 年 月 日最終変更)